

星が丘地区防災計画

(令和4年3月作成)

星が丘地区まちづくり会議

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 地区防災計画の構成及び組織編成	1
3 実施主体	2
4 計画の修正	2

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	3
2 自主防災組織の役割	3
3 事業者の役割	4
4 高層共同住宅管理者等の役割	4

第3章 地区の概要

1 自然的条件	5
2 社会的条件	5

第4章 防災アセスメント調査等による地区被害想定

1 地震による被害想定	6
2 富士山の噴火による被害想定	7

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本計画	8
2 自主防災組織の育成支援	8
3 自主防災組織の編成と各班の役割	8
4 出火防止及び初期消火対策	10
5 火災延焼対策	11
6 災害危険の把握	11
7 高層共同住宅等の災害対策	11

第2章 災害に対する備え

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 2 防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 3 災害に備えた各家庭での取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 5 防災資機材等の点検・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 6 災害時要援護者の把握、避難支援体制・・・・・・・・・・・・・・15

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

- 1 地区災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2 本部の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 3 本部の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 4 災害時の動員・連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 5 情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第2章 応急対策活動

- 1 初期消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 2 救出・救護・搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 3 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 4 災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 5 住民の安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 6 在宅避難者の把握・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 7 避難所運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 8 車中泊等の避難所外避難者への対応・・・・・・・・・・・・・・37
- 9 多様な視点に基づいた避難所等の運営・・・・・・・・・・・・・・37
- 10 新型コロナウイルス等感染症対策・・・・・・・・・・・・・・37
- 11 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応・・・・・・・・37
- 12 ボランティアの活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
- 13 他組織との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

4 資 料 編

- 1 避難場所等一覧
- 2 防災マップ
- 3 星が丘地区防災計画検討協議会会則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

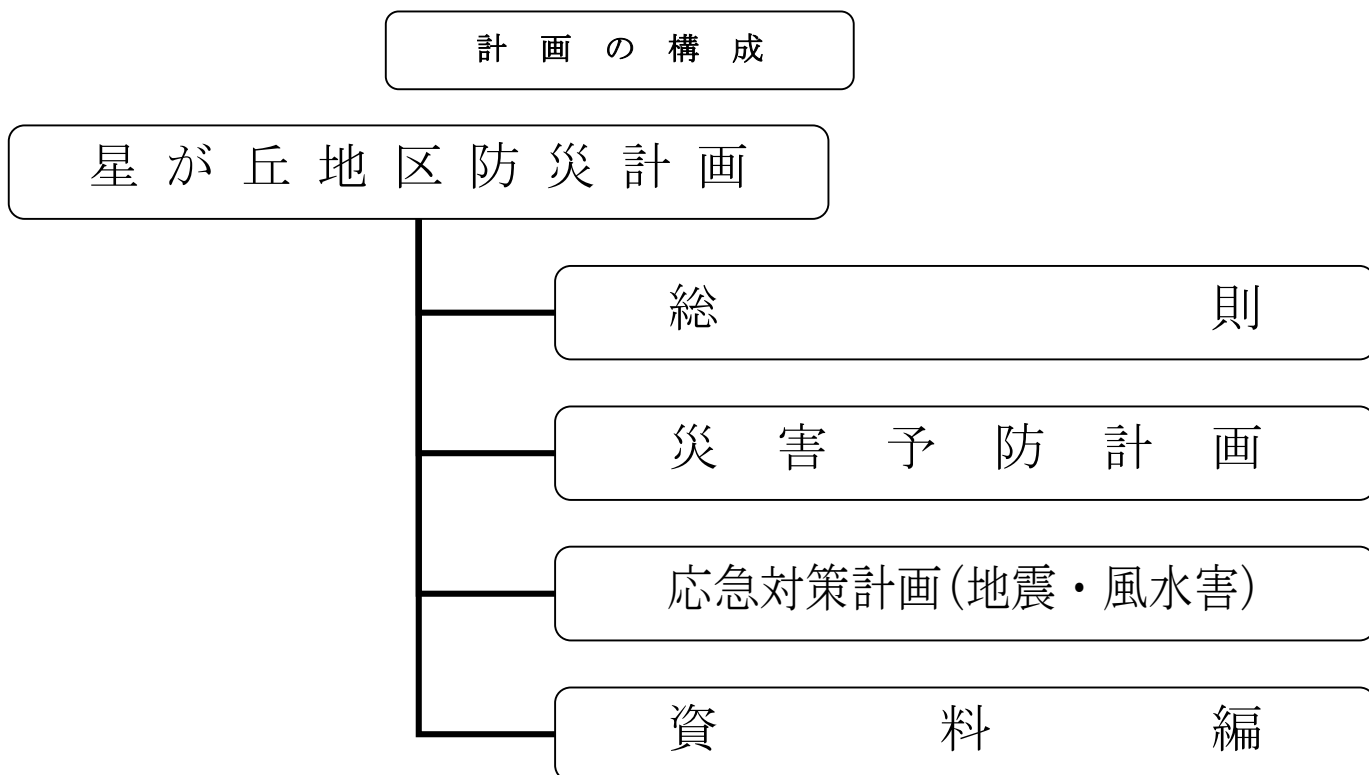
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後は、消防や各行政機関など、「公助」による対応には限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地区自らに対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地区の現状に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区における防災力を高めることを目的とする。

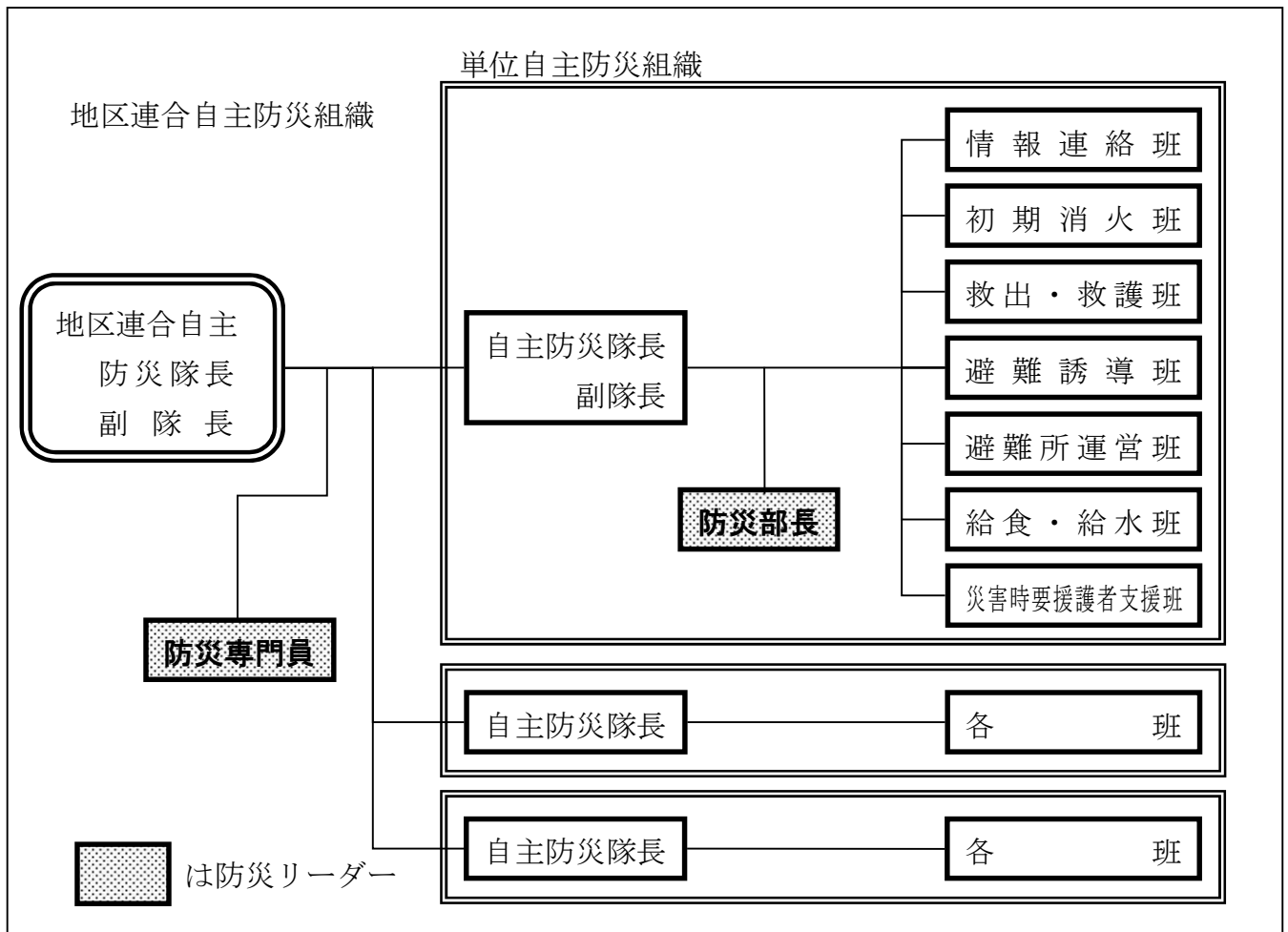
2 地区防災計画の構成及び組織編成

星が丘地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画(地震・風水害)及び資料編で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地区に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。



組織編成イメージ図



3 実施主体

次に掲げる者は、この計画に基づき、地区における災害対策の促進、災害に強い地区づくりの推進等を主体的に実施することとする。

- (1) 星が丘地区に居住する者
- (2) 星が丘地区に通勤・通学する者
- (3) 星が丘地区で事業を行う事業者

4 計画の修正

この計画は、必要があるときはこれを修正する。

※計画の修正(見直し)基本方針

- ・計画内容に影響のない修正(誤字、脱字等や法令等の引用条文)については、市が修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめる、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日ごろから、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加及び地区内事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日ごろから、次に掲げる事項等について、その積極的な実施に努める。
 - ア 管理する施設及び設備の耐震性の確保
 - イ 発災時における従業員等の一斉帰宅抑制のための食料及び飲料水等の備蓄(3日分以上)
 - ウ 初期消火、救出・救護等のための資機材の整備
 - エ 従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保
 - オ 従業員の防災訓練や防災に関する研修
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害時における従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害時には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日ごろから、建物及び設備の耐震性の確保及び維持に努める。
- (2) 地震等によるエレベーター、電気、ガス及び上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者等の生活支障対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 特徴

台地(上段)にあり、地区の西端は段丘崖である。幹線道沿いを除いてほとんどが住宅地であり、その中には低く窪んでいるところがある。

2 社会的条件

(1) 人口

星が丘地区の人口は17,895人(住民基本台帳R3.4)である。

年齢別では、年少人口(15歳未満)が11.9%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が61.8%、高齢人口(65歳以上)が26.3%となっている。このうち、外国人の登録人口は298人であり、地区人口の1.7%を占める。(住民基本台帳R3.4)

(なお、平成27年国勢調査における市内の昼夜間人口比は88.3%で、昼間人口は夜間人口よりも1割以上少ない。)

(2) 交通

地区の南端に走る県道相模原大蔵町をはじめ、市道市役所前通、市道下九沢淵野辺、市道村富星が丘、市道横山田中及び市道横山鹿沼と言った幹線道路が多く存在し、これらの道路は幅員が広く延焼遮断帯及び避難路として有効である。

また、生活道路は概ね幅員4m以上が確保されている。

(3) 地区内の建築物構成

幹線道路沿いを除いてほとんどが住宅地であり、戸建て住宅が多い。

地区内の建物の4分の3を木造建築物が占めており、そのうちの約4割が新耐震基準を満たしていない古い木造建築物である。

※ 新耐震基準・・・建築基準法に定められる設計基準のひとつであり、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に対して適用されているもの。

第4章 防災アセスメント調査等による地区被害想定

1 地震による被害想定

(1) 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震(M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震(M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するM8クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m(本市の平均風速)

(2) 建物被害

建物被害は次のとおりである。(冬18時)

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	4,093	221	30	0	665
西部直下地震	4,093	80	3	0	447
大正関東タイプ地震	4,093	36	0	0	308

(3) 人的被害

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死者	14	5	2
	閉込者	86	32	15
	重傷者	16	6	3
	軽傷者	102	62	42
冬18時	避難者当日	682	284	153
	避難者1週間後	1,653	1,102	820

単位：人

2 富士山の噴火による被害想定

富士山の大規模噴火時には2～30cm程度の降灰が予測されており、その場合、道路の通行不能をはじめ、停電や断水など重大な被害を受けることが想定される。

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

震災時の火災や火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、地区の現状に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の育成支援

- (1) 星が丘地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに地区内の防災リーダーを支援する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 星が丘地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	隊長の補佐
防災部長	隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練、連絡様式の準備等を行う。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送を行う。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や避難所担当職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	災害時要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、災害時要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災組織

隊長	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり
副隊長	隊長の補佐
防災専門員	隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

平常時	災害時
<p>隊長、副隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>隊長や防災専門員は、市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、本部を設置し、市(現地対策班)・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災組織の本部は、市の現地対策班とともに、星が丘公民館に設置する。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等の消火資機材の整備状況
- エ 感震ブレーカー等の整備状況
- オ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や隣近所といった、ごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

初期消火活動に備えるため、可搬式(小型)動力ポンプ、スタンドパイプセット等を各自主防災隊に配備した。併せて、消火器、簡易消火器具等の各家庭への配備を促進する。

5 火災延焼対策

甚大な人命被害をもたらす市街地大火や火災旋風など、大規模地震に伴う火災延焼を最小限にとどめるために、感震ブレーカー等の設置を促進する。

6 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ア 危険地域、区域等
- イ 地区の防災施設、設備
- ウ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ア 相模原市防災アセスメント調査
- イ 相模原市地区別防災カルテ
- ウ 相模原市ハザードマップ(浸水・土砂)
- エ 地区内の踏査(防災まち歩き)
- オ さがみはら防災マップ

7 高層共同住宅等の災害対策

高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- エ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- オ マイ・タイムラインの作成に関すること。
- カ ペットの同行避難に関すること。
- キ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ク 防災メールやテレビ神奈川データ放送などの防災情報の取得に関すること。
- ケ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- イ 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ウ パネル等の展示
- エ 防災地図等の作成

3 災害に備えた各家庭での取組

防災の日などの機会を捉えて、家族全員で、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどについて話し合う。

大雨や台風に備えてハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理したマイ・タイムラインを作成する。

また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を日ごろから行う。

<家庭で取り組むべきことの例>

○非常持ち出し品、非常備蓄品の確認

- ・食料や飲料水、薬、携帯トイレ、燃料(カセットガス等)等
- ・最低3日以上、可能な限り1週間程度の備蓄を行う。

(飲料水は、1人1日3リットルが目安)

例：停電した場合、食料は冷凍庫や冷蔵庫の中身の傷みやすいものから順に使い、次

に常温保存のできるものを使っていくことで、3日分以上が確保できる場合がある。

- ・生活用水の確保を行う。

例：風呂の浴槽やバケツ等に貯めておいたことが役立った(阪神淡路大震災時)

- ・その他の備蓄品

例：阪神淡路大震災時等で役に立ったもの

ビニールシート、炭、紙皿・紙コップ、ラップ、軍手、スニーカーなど

○家の内外の安全確保

- ・家屋の耐震性(新耐震基準については、P. 6 総則第3章地区の概要を参照)
- ・家具の転倒防止(例：L型金具や転倒防止器具で固定するなど)
- ・感震ブレーカー等の設置
- ・ブロック塀の倒壊の可能性(高さ、基礎・鉄筋・控え壁の有無など) など

☆感震ブレーカーの種類☆

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円(標準的なもの)	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

○防災訓練への参加

- ・自主防災組織等が主体的に行う防災訓練、行政が実施する防災訓練

○家族が離れ離れになったときの連絡方法の確認

- ・災害用伝言ダイヤル171、携帯電話の災害用伝言板

災害用伝言ダイヤル「171」

(被災者が安否メッセージを「登録」し、それを一方が「聞く」という「声の伝言板」です。)

- 1 伝言あたり30秒以内
- 体験利用
 - 毎月1・15日
 - 正月三が日
 - 防災週間(8月30日～9月5日)
 - 防災とボランティア週間(1月15日～21日)

ご利用方法

171にダイヤル
音声ガイダンスによるご案内

録音は**1**、再生は**2**
音声ガイダンスによるご案内

被災地の方はご自身の番号も、被災地以外の方は被災地の電話番号を市外番号からダイヤルしてください。

市外番号 市内番号 お宅番号
0-X-X-X-X-X-X-X-X

ガイダンスに従い、録音(再生)

携帯電話「災害用伝言板」

携帯電話からも安否情報の登録や確認をすることができます。

- トップメニューから「災害用伝言板」を選択してください。
- 体験利用は「災害用伝言ダイヤル」と同じ日程で利用できます。
- 携帯電話会社の相互で利用できます。

SoftBank

ソフトバンク

<http://dengon.softbank.ne.jp/j>

docomo

NTTドコモ

<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

au

KDDI

<http://dengon.ezweb.ne.jp>

WILLCOM

ウィルコム

<http://dengon.willcom-inc.com/>

EM

イー・モバイル

<http://dengon.emnet.ne.jp>

※ウィルコムとイー・モバイルについては、2014年8月に合併しY!mobileとなり、現在は㈱SoftBankがサービスを運営している。(災害用伝言板については継続して利用可能)

○自分の住んでいる地域の避難場所の確認

- ・家族全員で安全な経路を確認しながら、実際に歩いてみるなど

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次に掲げる事項により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練の種類は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 給食・給水訓練
- カ クロスロード

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練(HUG)

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として、総合訓練を年1回以上実施(ただし、相模原市等が行う訓練に参加することで代えられるものとする。)し、個別訓練は随時実施する。

また、風水害時避難訓練及び情報伝達訓練を4月～6月に実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

必要に応じて配備計画書を作成する。

(2) 定期点検

連合自主防災隊の総合防災訓練実施時期に合わせて、全資機材の点検を行う。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害時に、乳幼児、障がい者、高齢者等に対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日ごろから地区のコミュニティ形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、備える。

なお、地区内における災害時要援護者への支援活動は「災害時たすけあい事業」に基づき、自治会長及び民生委員を中心とした支援組織(自主防災隊等)で行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合っ
て定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導、効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示等が発令されたとき又は地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたときは、会長等の避難支援開始の指示により、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導する。また、視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人に対する災害情報の提供に配慮する。

(4) 避難場所

避難場所(風水害・特殊災害(大雪))		運営(対応職員等)
風水害時避難場所等	自治会館等	地域住民(自治会等)
	公民館	
	学校	市の職員



自宅が被災するなど避難生活が必要となった場合

避難所	学校	避難所運営協議会 市の職員
-----	----	------------------



自宅が被災するなど避難生活が必要となった場合

避難場所(地震災害時)
一時避難場所
広域避難場所(延焼火災時)

ア 避難経路

必要に応じて避難経路図等を作成する。

イ 一時避難場所

一時避難場所一覧参照(資料編 P. 43)

ウ 広域避難場所	横山公園・上溝中学校、淵野辺公園一帯
エ 避難所	星が丘小学校
オ 風水害時避難場所等	各自治会館等（資料編 P. 44）
(5) 避難計画書	必要に応じて避難計画書を作成する。

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、星が丘公民館コミュニティ室に「星が丘地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「市中央区本部星が丘現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

※ 星が丘地区災害対策本部…地区連合自主防災組織の本部のことをいう。

2 本部の活動

本部は、星が丘地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について現地対策班に報告する。

また、避難所運営協議会と現地対策班との連絡・調整を行う。

3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合若しくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

4 災害時の動員・連絡体制

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、地区防災組織の会長等（以下「会長等」という。）は別表「配備の基準・連絡体制」により動員を行う。ただし、状況により必要が認められるときは、基準と異なる動員を行うことができる。

5 情報の収集・伝達

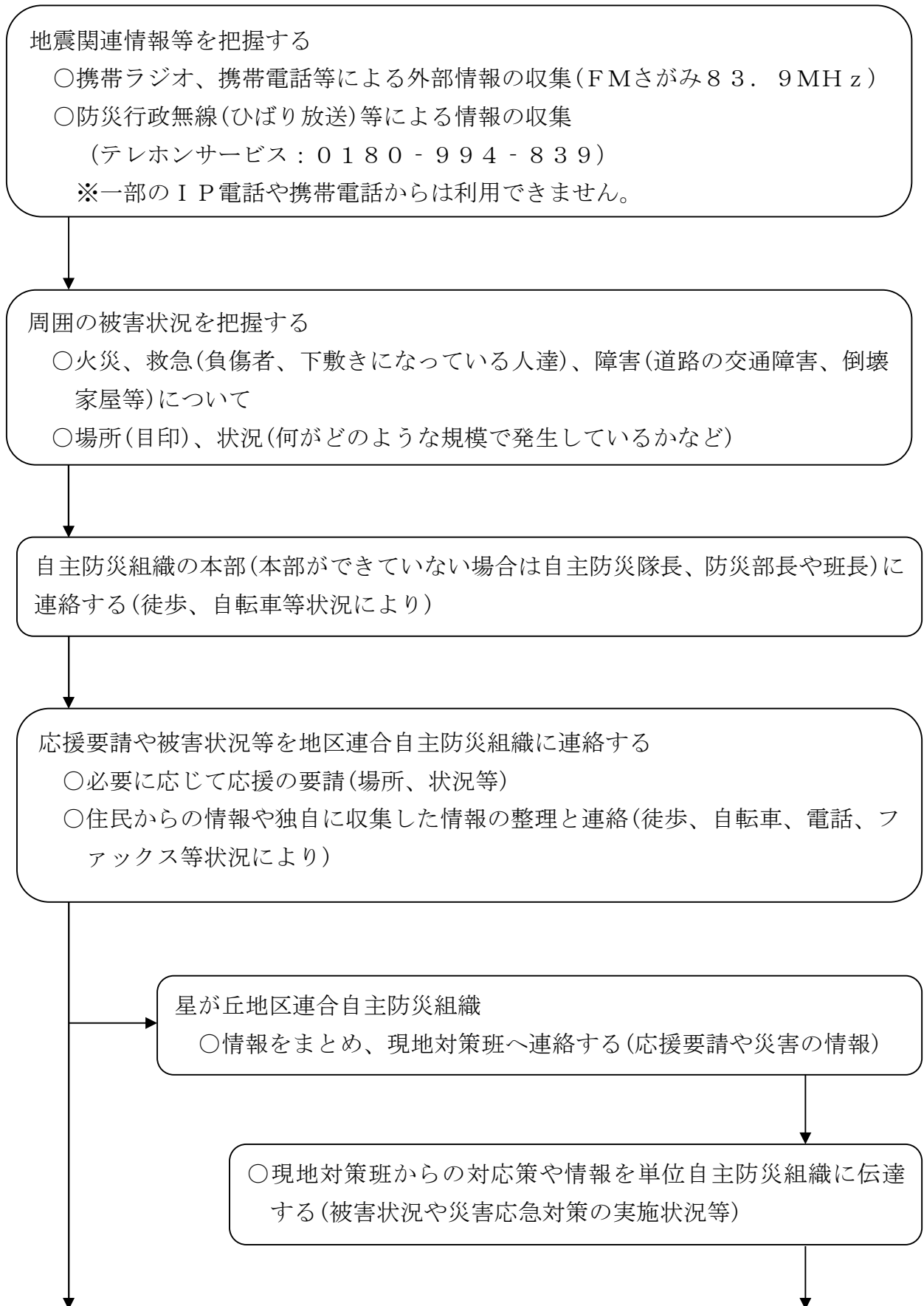
被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

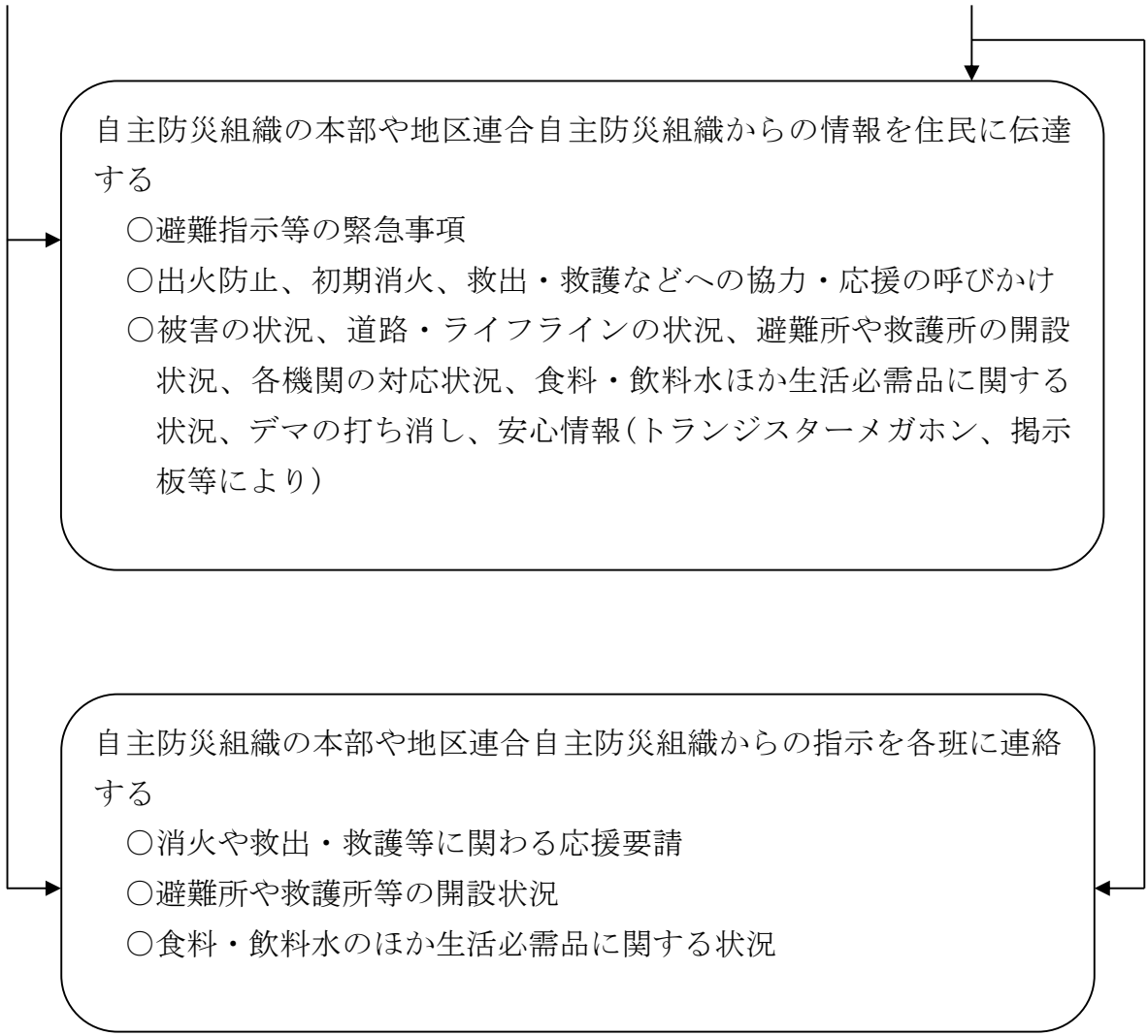
情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政用同報無線（ひばり放送）、ファックス、インターネット、伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（誰が）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

【情報収集・伝達活動の流れ】 自主防災組織





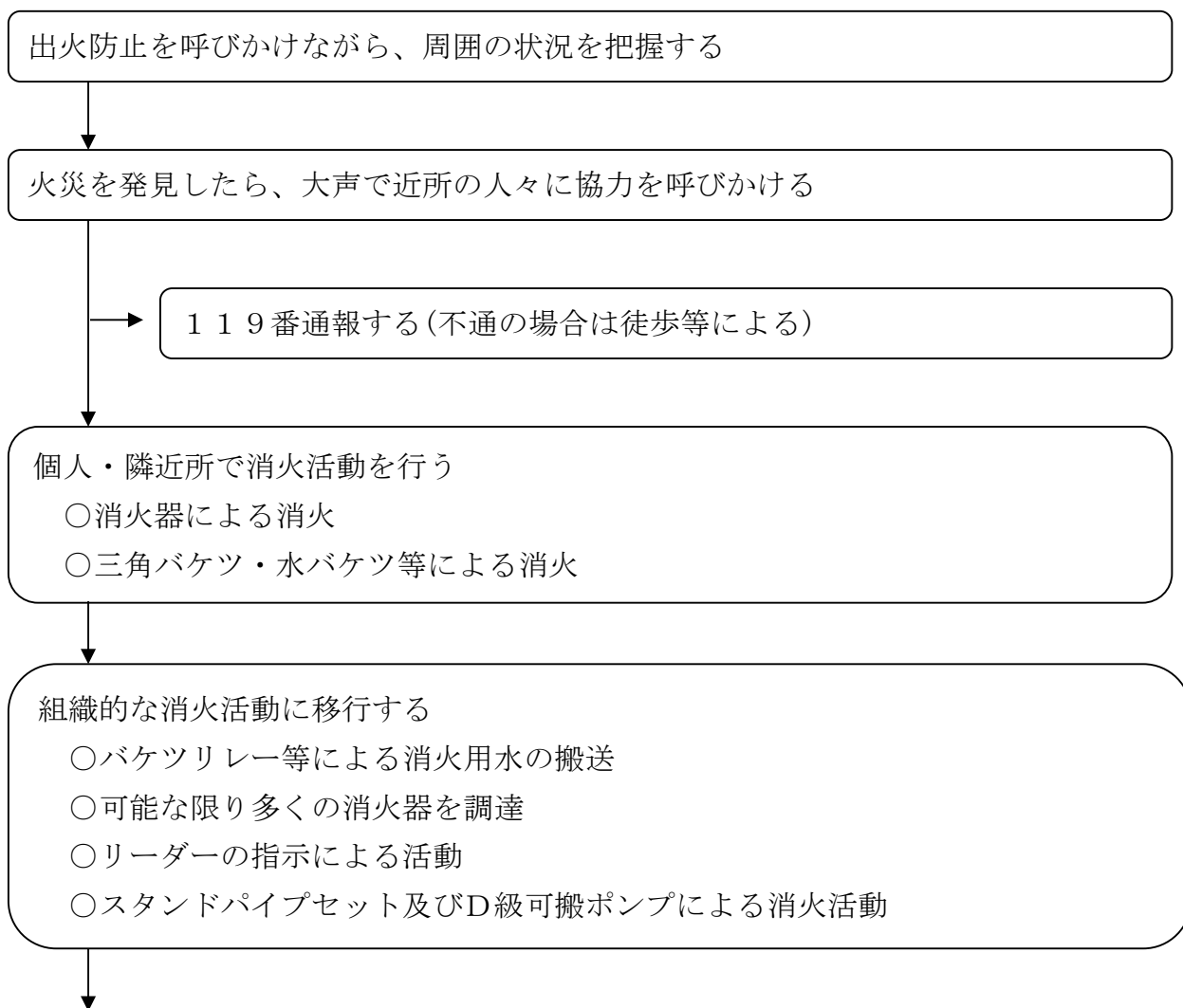
第2章 応急対策活動

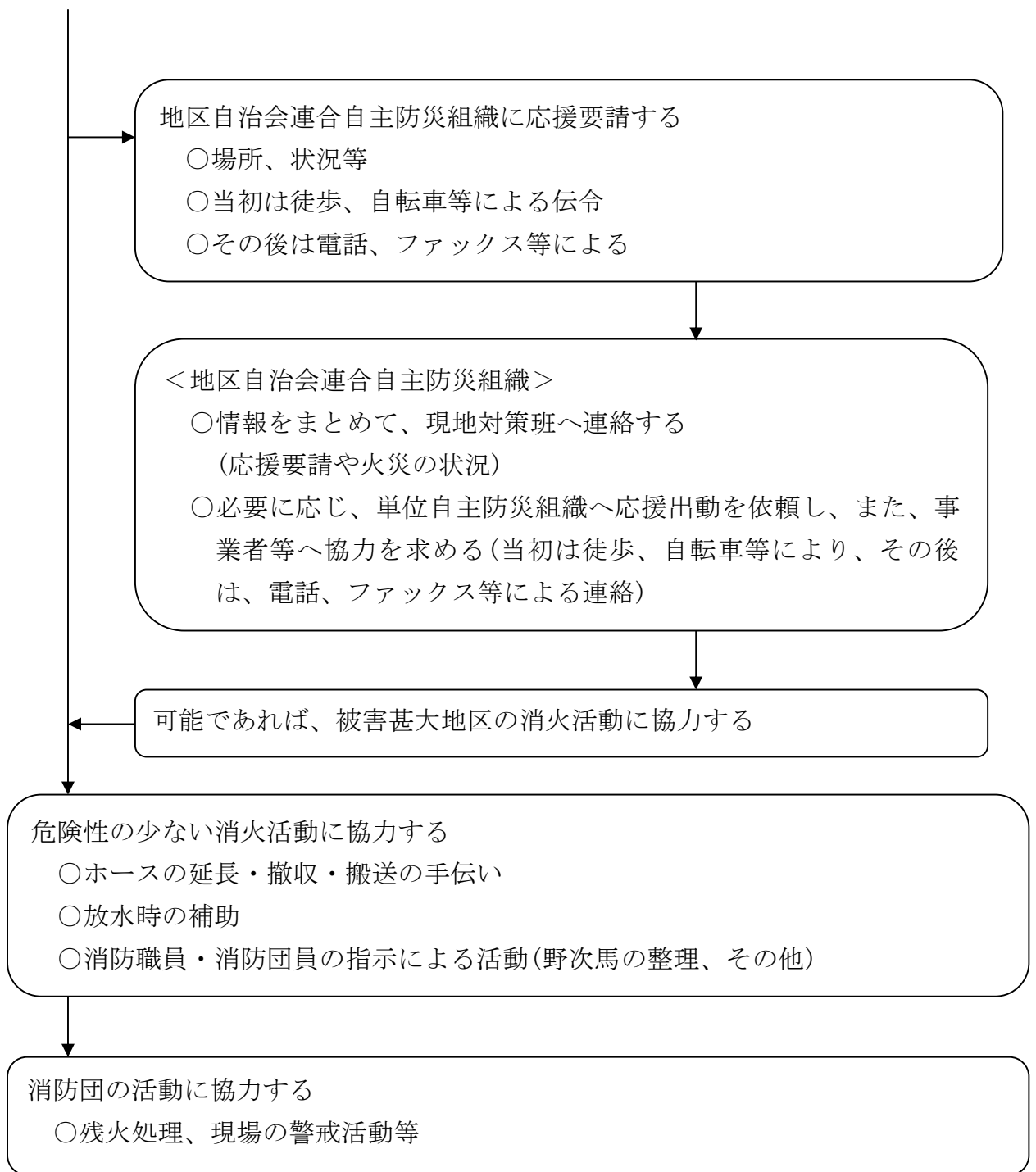
1 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民、自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、スタンドパイプセットや小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

【初期消火活動の流れ】 自主防災組織





2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護が必要なときは、直ちに救出・救護活動を行う。
この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

- ア 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- イ 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ウ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、救護所に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

(3) 医療機関への搬送

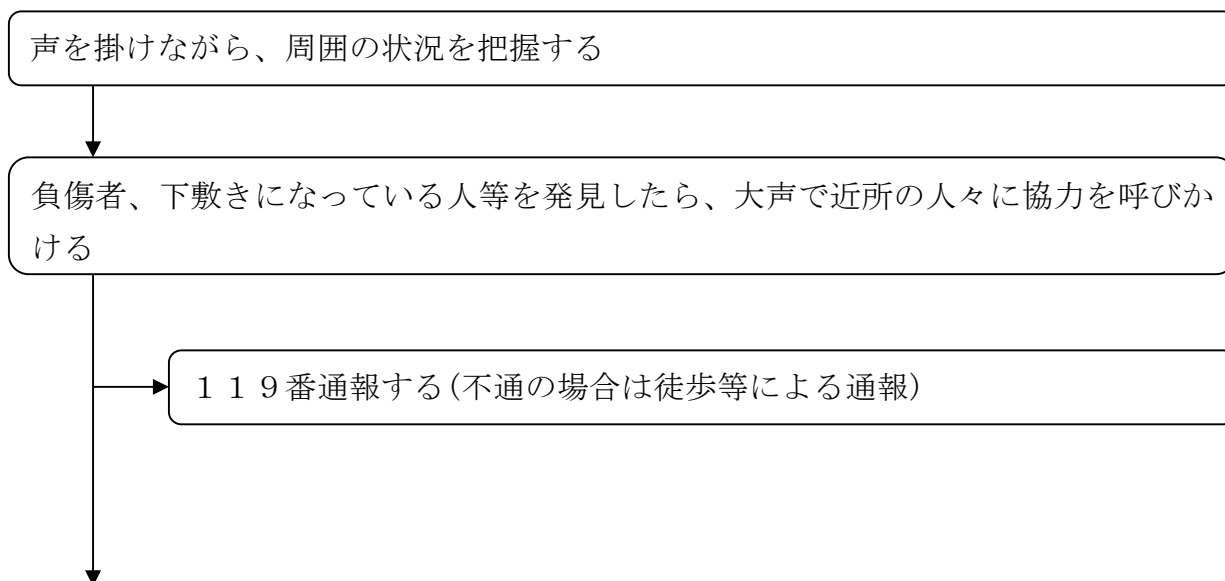
救出・救護班は、救護所のスタッフと調整の上、避難所・救護所から医療機関への搬送が必要なときは、次の医療機関又は災害時に設置される拠点救護所に搬送する。

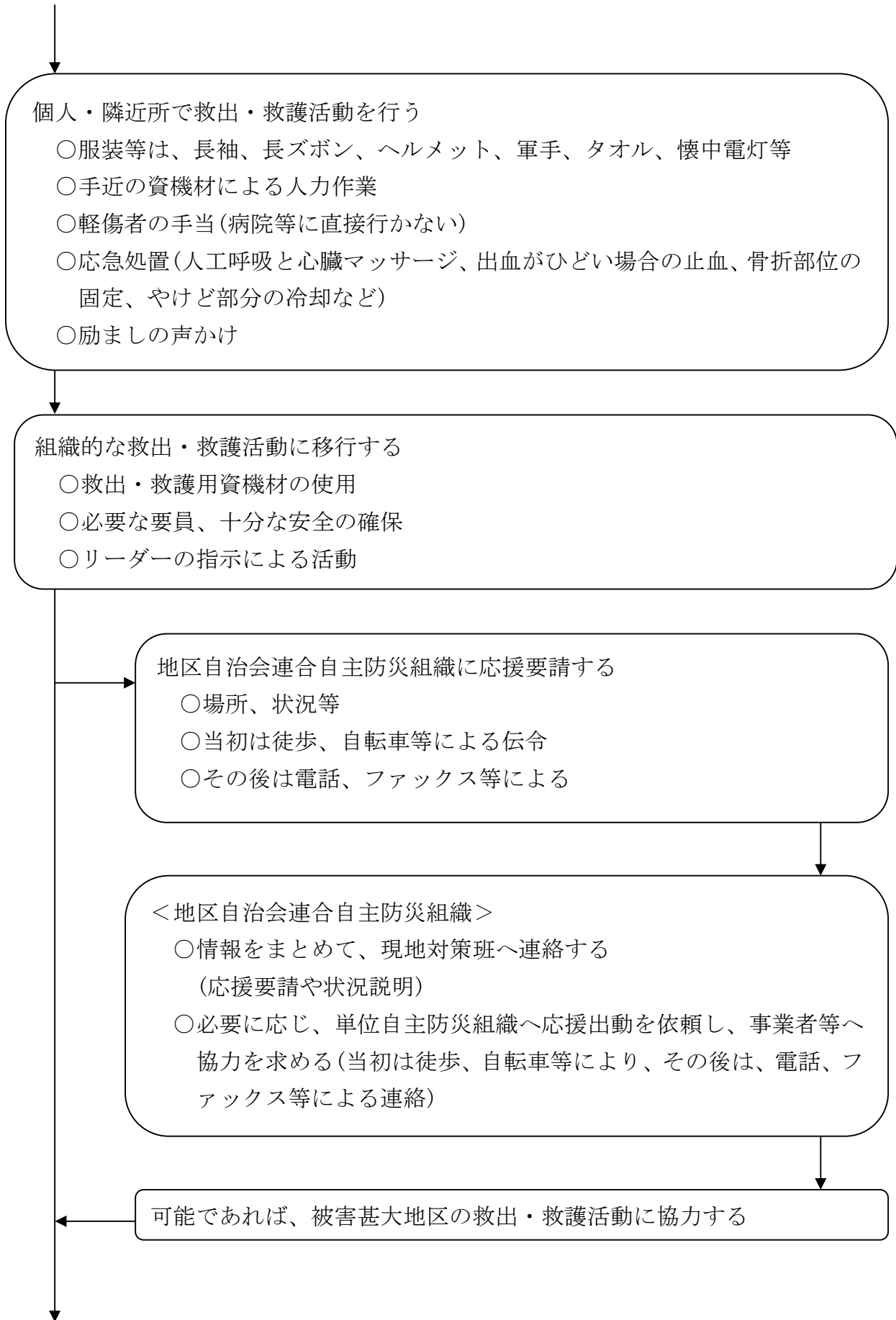
- ア 地域救護病院・・・梨本病院、相模原中央病院(地域防災計画より抜粋)
- イ 拠点救護所・・・相模原中央メディカルセンター
- ウ 地域の医療機関・・・(別紙)星が丘防災マップ参照

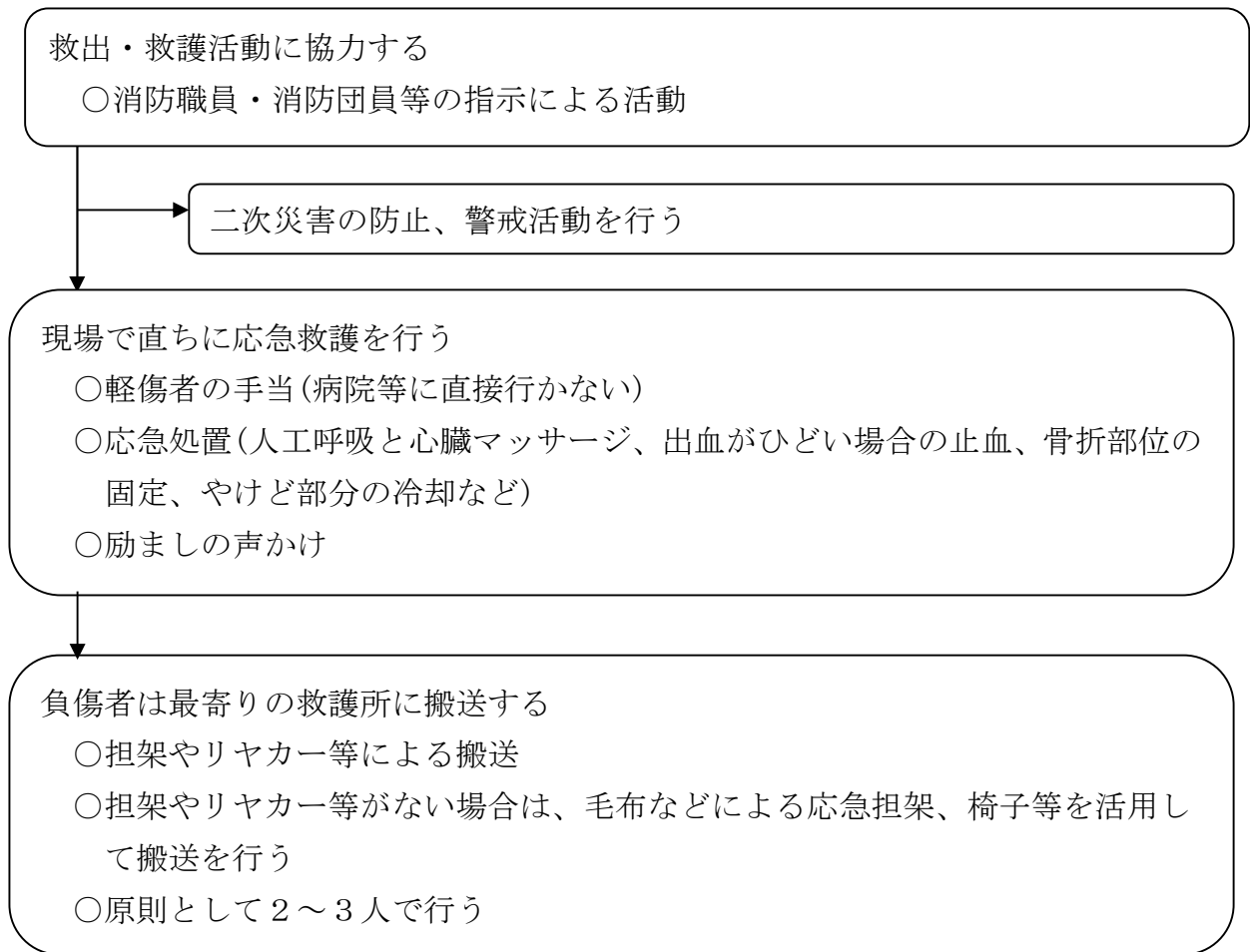
(4) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要なときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

【救出・救護活動の流れ】 自主防災組織







救護所として指定されている学校及び拠点救護所

地区名	学校名	地区名	学校名
本庁	向陽小学校	大野南	谷口台小学校
	清新小学校		南大野小学校
	横山小学校	大沢	大沢小学校
	中央小学校	田名	田名小学校
	星が丘小学校	上溝	上溝小学校
	光が丘小学校	麻溝	麻溝小学校
橋本	旭小学校	新磯	相陽中学校
	相原小学校	相模台	桜台小学校
大野北	共和小学校		相模台小学校
	淵野辺小学校	相武台	相武台小学校
大野中	大沼小学校	東林	東林小学校
	大野小学校		上鶴間小学校

拠点救護所

相模原中央メディカルセンター、相模原北メディカルセンター、相模原南メディカルセンター、

3 避難誘導

市長から避難指示等が発令されたとき又は会長等が避難の必要があると認めたときは、地区内にいる全ての人に対して、次の方法により避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

会長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長等の避難誘導開始の指示を受けたときは、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、各避難所運営の手引きのとおりとする。

(4) 避難経路及び避難場所

ア 避難経路 別紙星が丘地区防災マップ及び地区別防災カルテ参照

イ 避難場所 一時避難場所、広域避難場所、避難所、風水害時避難場所等

(5) 避難計画書

必要に応じて、避難計画書を作成する。

【避難誘導活動の流れ】 自主防災組織

自主的な避難判断を行う

- 火災の拡大、建築物の倒壊、地盤の崩壊等の被害発生の危険性がある場合
- ひばり放送、ラジオや周囲の状況などから判断

避難指示等が発令されたら、周辺住民への周知徹底を図り、避難時の注意事項を伝達する。

- 発令者・避難対象地域・避難先・避難経路・避難指示の理由等
- 自治会が選定している一時避難場所の周知
- ガス元栓の閉鎖、電気ブレーカーの遮断
- 携行品は、食料・薬・日用品・衣類・貴重品等、必要最小限の生活用品のみ
- 服装などは、長袖・長ズボン・防災ずきん・ヘルメット・軍手・タオル・懐中電灯・厚底の靴等
- 外出中の家族には連絡メモを残す
- トランジスターメガホン等を活用

一時避難場所に避難する

- 災害時要援護者のうち、援助が必要な人に対して優先的に声をかけ、必要に応じて援助する(車椅子、リヤカー、担架等の利用)
- 避難誘導要員を中心に、避難路を確保し、数人～数十人単位で避難する
- 到着後人数を確認し、行方不明者がいれば危険のない範囲で安否の確認
- 避難する際、自宅に地区自治会連合で作成した黄色い布「我が家は無事です。」を掲げる

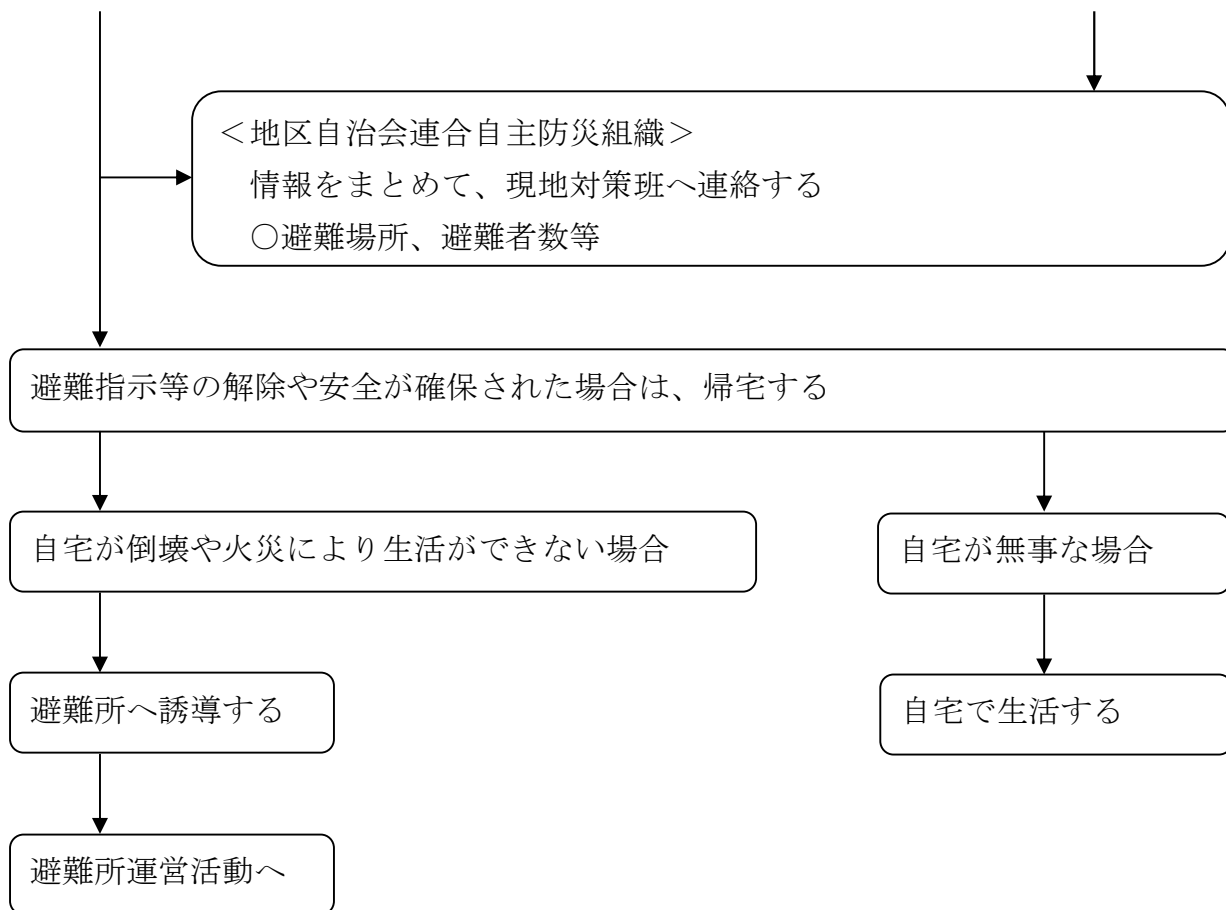
避難指示等の解除や安全が確保された場合は、帰宅する

広域避難場所への移動が必要と判断される場合は避難者を誘導する

- 火災の延焼拡大による火煙やふく射熱から身を守る場合は広域避難場所へ
- 火災や倒壊等で建物を失った場合などは避難所へ
- 火災や風などの気象状況、建物の倒壊の状況等を踏まえ、複数のルートから避難経路を選択
- 避難者がはぐれないよう、自主防災組織旗、懐中電灯、避難誘導棒、ロープ、警笛等の活用
- 高齢者、障がい者等の災害時要援護者は中央に配置
- 到着後人数が揃っているか確認し、不明者は手分けして搜索

地区自治会連合自主防災組織に避難状況を連絡する

- 避難場所、避難者数等
- 当初は徒歩、自転車等
- その後、電話、ファックス等
- 避難所では、電話、ファックス、災害時優先電話、携帯電話等



4 災害時要援護者対策

災害時において、乳幼児、障がい者、高齢者などの災害時要援護者に対して、地区住民、関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における災害時要援護者への支援活動は「災害時たすけあい事業」に基づき、自治会長及び民生委員を中心とした支援組織(自主防災隊等)で行うこととする。

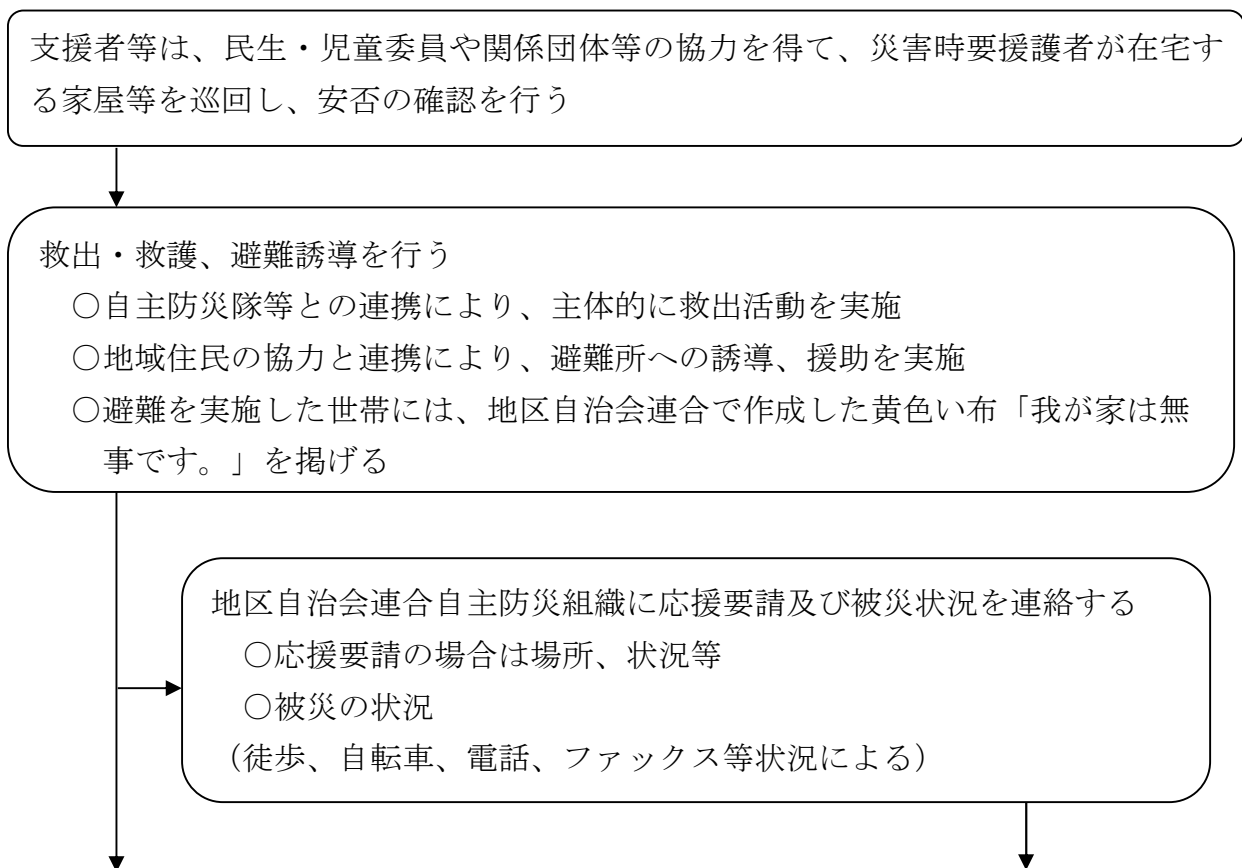
(2) 情報収集

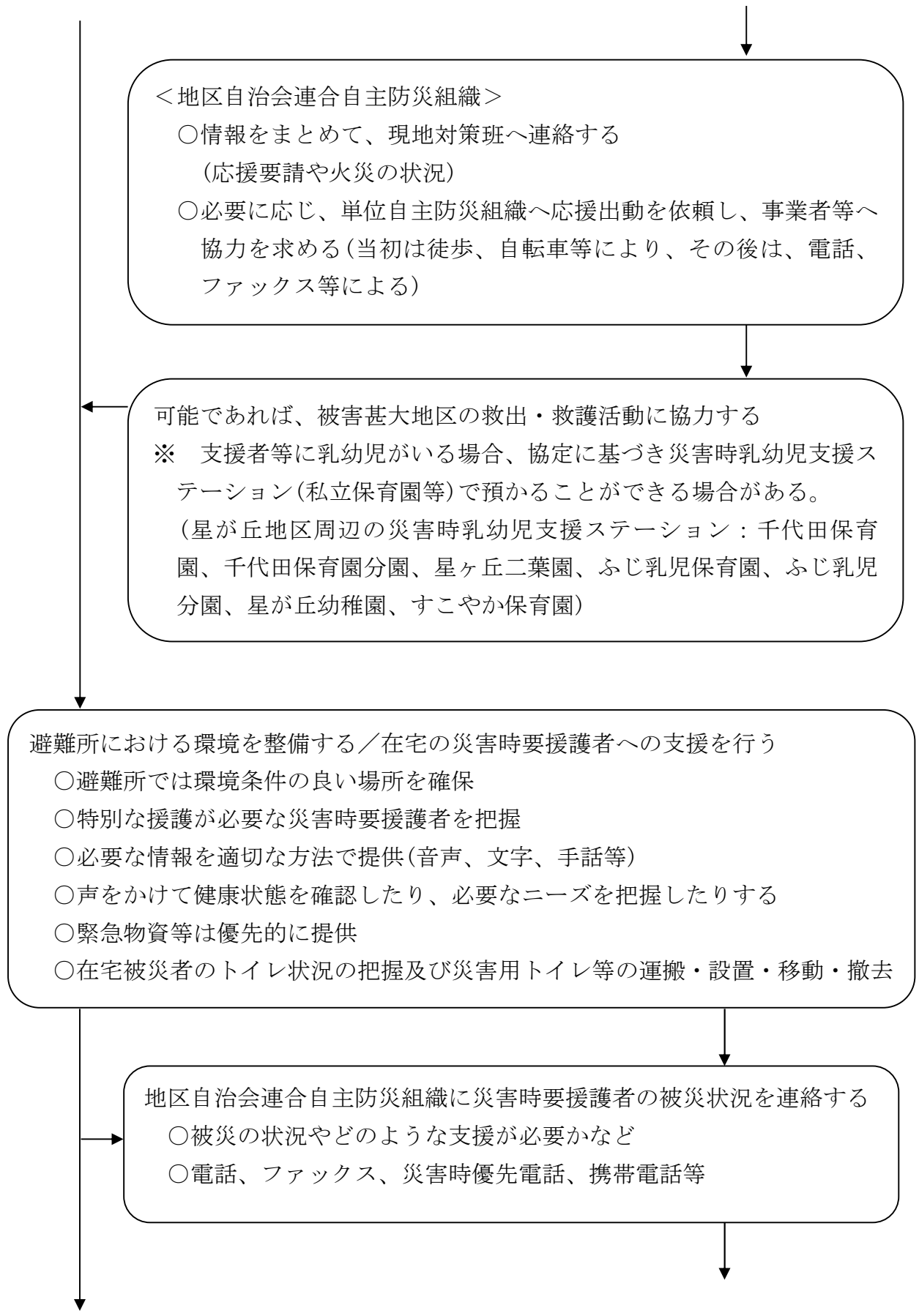
大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「災害時たすけあい事業」に基づき行うこととし、避難経路、避難場所について安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

【災害時要援護者支援活動の流れ】





<地区自治会連合自主防災組織>

- 情報をまとめて、現地対策班へ連絡する
(応援要請や火災の状況)
- 必要に応じ、単位自主防災組織へ応援出動を依頼し、事業者等へ協力を求める(当初は徒歩、自転車等により、その後は、電話、ファックス等による)

可能であれば、被害甚大地区の救出・救護活動に協力する

- ※ 支援者等に乳幼児がいる場合、協定に基づき災害時乳幼児支援ステーション(私立保育園等)で預かることができる場合がある。
(星が丘地区周辺の災害時乳幼児支援ステーション：千代田保育園、千代田保育園分園、星ヶ丘二葉園、ふじ乳児保育園、ふじ乳児分園、星が丘幼稚園、すこやか保育園)

避難所における環境を整備する／在宅の災害時要援護者への支援を行う

- 避難所では環境条件の良い場所を確保
- 特別な援護が必要な災害時要援護者を把握
- 必要な情報を適切な方法で提供(音声、文字、手話等)
- 声をかけて健康状態を確認したり、必要なニーズを把握したりする
- 緊急物資等は優先的に提供
- 在宅被災者のトイレ状況の把握及び災害用トイレ等の運搬・設置・移動・撤去

地区自治会連合自主防災組織に災害時要援護者の被災状況を連絡する

- 被災の状況やどのような支援が必要かなど
- 電話、ファックス、災害時優先電話、携帯電話等


```
graph TD; A[ ] --> B[<地区自治会連合自主防災組織>]; B --> C[必要に応じて福祉避難所へ搬送する]; C --> A;
```

<地区自治会連合自主防災組織>

○情報をまとめて、現地対策班へ連絡する

必要に応じて福祉避難所へ搬送する

○地区ボランティアなどの活用

5 住民の安否確認

各単位自治会の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、避難者等の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により編成された現地確認班等が、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、現地対策班に報告する。

6 在宅避難者の把握・支援

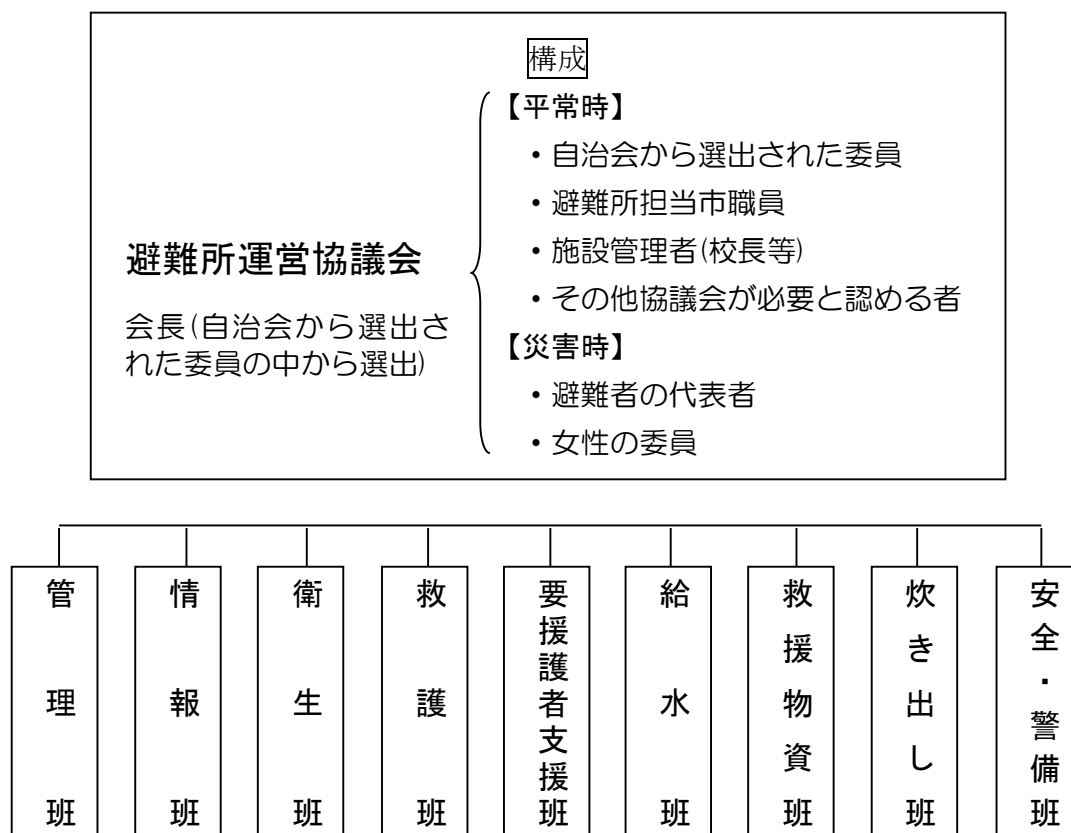
各単位自治会の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営本部を立ち上げ、避難所運営を行うこととする。

なお、避難所運営協議会メンバーには女性の参画を求めるものとする。

<避難所運営本部図>



※ 各班の役割については、避難所運営マニュアルを参照

【避難所運営活動の流れ・概ね1週間を目安として】自主防災組織

避難所への参集

- 震度5強以上の地震が発生した場合
- 星が丘小学校への避難所対象自治会自主防災隊から避難所担当を2名派遣する
- 隊長の指示により避難所運営班から2名を星が丘小学校に派遣する

避難所担当者の参集

- 避難所対象自治会自主防災隊(11隊×2名=22名)
- 市避難所担当職員(3~4名)
- 星が丘小学校長等

避難所開設準備

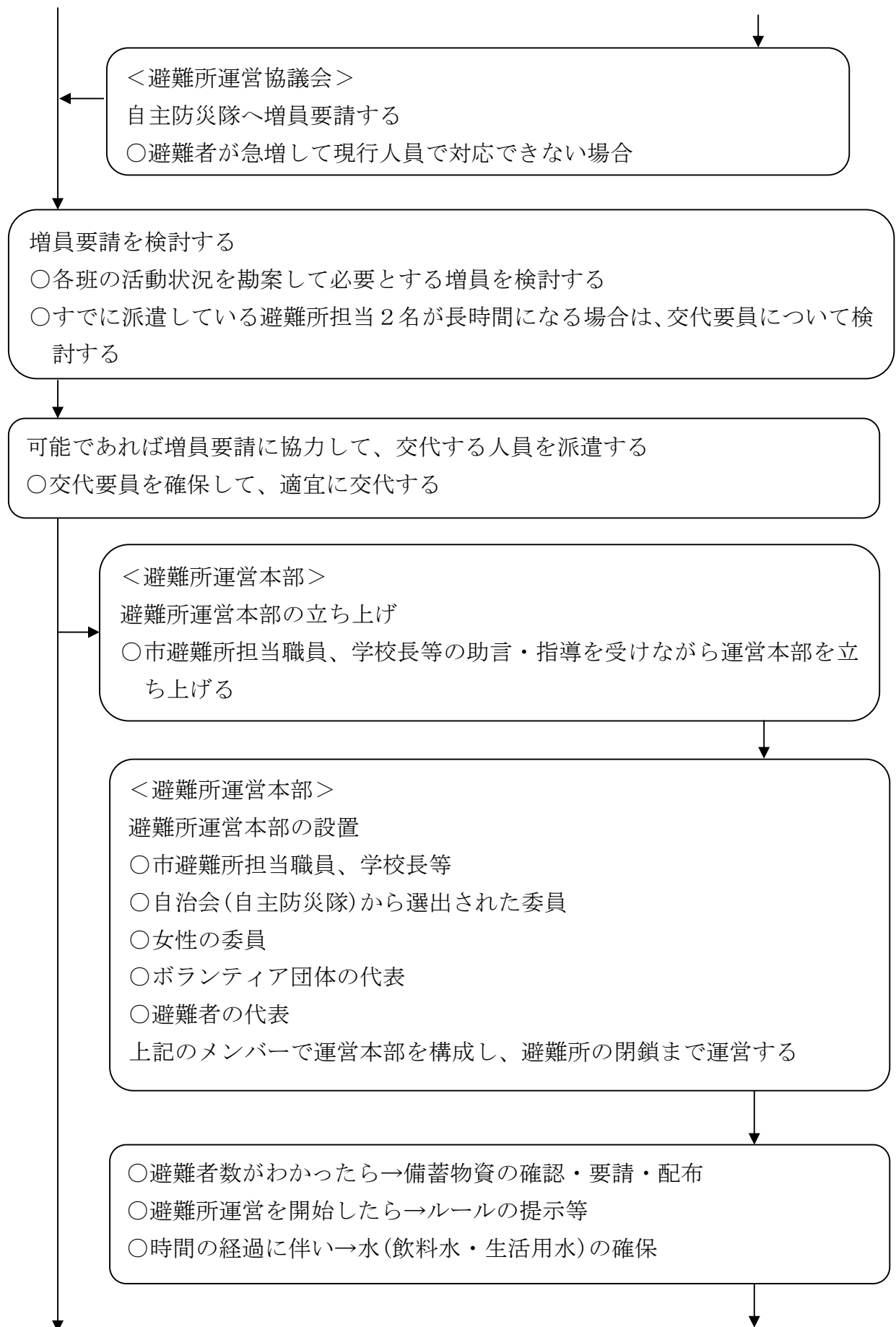
- 施設被害状況と安全の確認
- 避難区画の整理
- 避難者数の把握
- 避難所トイレの確保
- 避難所開設準備状況を現地対策班に連絡

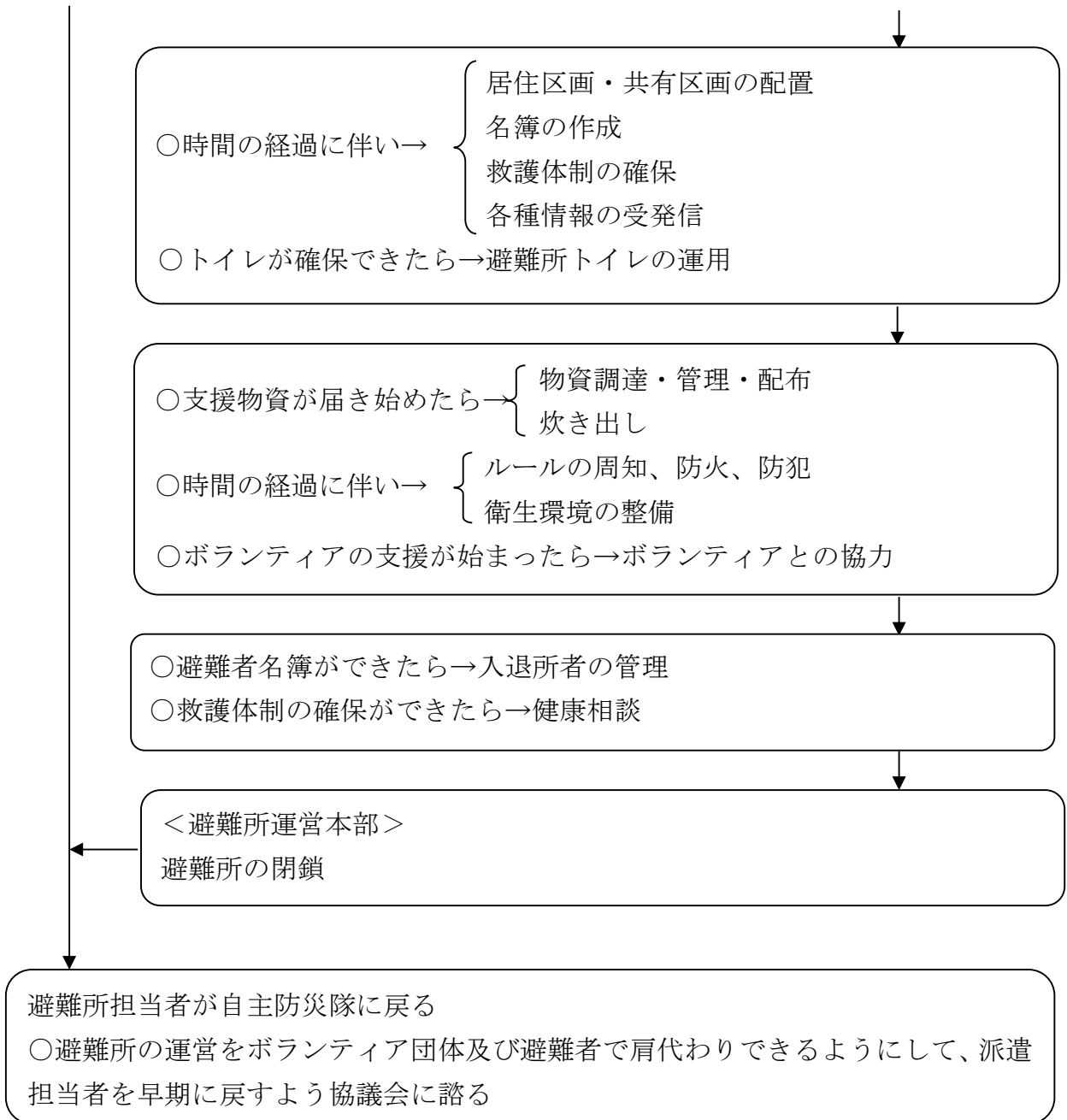
避難所運営準備

- 避難所運営本部の設置
- 受付の設置

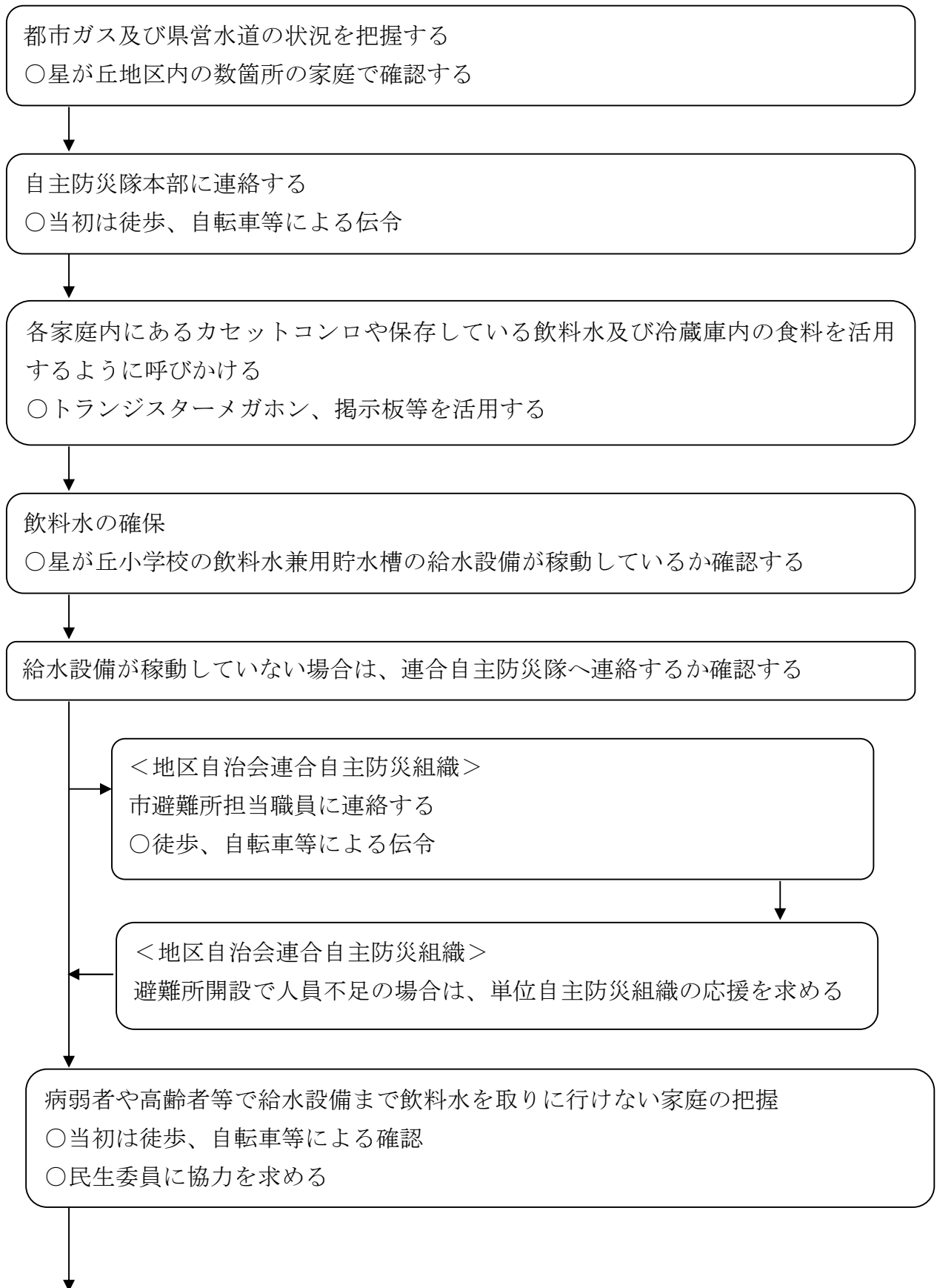
避難所への入所

- 避難者の待機
- 避難者の誘導
- 負傷者の救護
- 災害時要援護者への対応
- ペット連れ避難者への対応





【給食・給水活動の流れ】 自主防災組織



[文書の重要な部分を引用して読者の注意を引いたり、このスペースを使って注目ポイントを強調したりしましょう。このテキストボックスは、ドラッグしてページ上の好きな場所に配置できます。]

↓

給水活動の開始

- 飲料水を取りに行けない家庭へ給水する
- 給水設備からロンテナー(水容器)へ飲料水を入れて、リヤカーで配る

↓

給食活動の開始

- 病弱者や高齢者等、自給自足ができない者を対象とする
- 自治会が保有する非常用食料を活用する

8 車中泊等の避難所外避難者への対応

避難については、親戚宅等や避難所を原則とするが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者名簿に登録を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

9 多様な視点に基づいた避難所等の運営

避難所等には、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳幼児や性的少数者など様々な方が利用します。こうした方々に対し可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行う。

10 新型コロナウイルス等感染症対策

避難所等における新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアルに基づく感染症対策を実施する。

11 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。

ウ 2週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 1週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(3) 後発地震に備えた事前避難

ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。

イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。

ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。

12 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、現地対策班、相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等)
- イ 福祉(手話通話、介護士)
- ウ 無線(アマチュア無線技士、タクシー無線)
- エ 特殊車両操作(大型重機等操作資格者)
- オ 通訳(外国語通訳)
- カ 被災建築物の応急危険度判定(応急危険度判定士)
- キ 相談業務(弁護士、会計士、カウンセラー等)
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清 掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災組織との連携強化する</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。</p> <p>毎年、「自主防災組織変更届出書」を中央6地区まちづくりセンターに提出し、また、自主防災訓練、防災研修会、事業所訓練などを実施する場合は「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受け持ちの消防署又は分署に提出することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導
<p>避難所運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決めを行う</p>	<p>医療関係従事者、民生・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。</p>

4 資料編

<一時避難場所一覧>

自治会	一時避難場所	所在地
千代田 2 丁目	市役所通り（ココス前広場）	中央区千代田 2 - 2
千代田 3 丁目	月見公園	中央区千代田 3 - 1 0
千代田 3 丁目	千代田 3 丁目自治会館	中央区千代田 3 - 7 - 6
千代田 4 丁目	千代田 4 丁目自治会館	中央区千代田 4 - 8 - 1 4
千代田 5 丁目	千代田 5 丁目子供の広場	中央区千代田 5 - 8
千代田 6 丁目	千代田 6 丁目自治会館	中央区千代田 6 - 1 0 - 2 1
千代田 6 丁目	千代田ふれあい広場	中央区千代田 6 - 4
千代田 7 丁目	千代田 7 丁目自治会館	中央区千代田 7 - 7 - 1 4
千代田 7 丁目	千代田 7 丁目公園	中央区千代田 7 - 7
星が丘 1 丁目	星が丘小学校	中央区星が丘 3 - 1 - 6
星が丘 2 丁目	星が丘 2 丁目自治会館	中央区星が丘 2 - 2 - 3
星が丘 2 丁目	星が丘小学校	中央区星が丘 3 - 1 - 6
星が丘 3 丁目	星が丘小学校	中央区星が丘 3 - 1 - 6
星が丘 4 丁目	星が丘集会所	中央区星が丘 4 - 9 - 1 1
星が丘 4 丁目	星が丘小学校	中央区星が丘 3 - 1 - 6
横山 2 丁目	横山 2 丁目自治会館	中央区横山 2 - 4 - 5
横山 3 丁目	横山 3 丁目公園	中央区横山 3 - 2 3
横山南部 3・5 丁目	長久保第 2 公園	中央区横山 3 - 1 1
横山南部 3・5 丁目	横山 5 丁目公園	中央区横山 5 - 4
横山 6 丁目	横山市営団地集会所	中央区横山 6 - 5 - 1

<広域避難場所一覧（近隣のみ）>

広域避難場所名 （所在地）	概ねの避難対象地区	総面積 安全面積 準安全面積 （m ² ）	収容 可能 人数	グラウンド 夜間照明 施設
淵野辺公園一帯 （中央区高根 3 丁目、弥栄 3 丁目、由野台 3 丁目）	相生、青葉、大野台 3 丁目 1 番～1 2 番、高根、千代田 3 ～7 丁目、並木、光が丘 1・ 2 丁目、富士見、松が丘、弥 栄、由野台	660,000 473,700 186,300	182,100	○

広域避難場所名 (所在地)	概ねの避難対象地区	総面積 安全面積 準安全面積 (m ²)	収容 可能 人数	グラウンド 夜間照明 施設
横山公園・上溝中学校 (中央区横山5丁目)	上溝番地の一部(国道129号線以東で県道相模原愛川線以北の地域)、上溝丁目、小町通、下九沢の一部(国道129号線以東の地域)、清新8丁目、中央5・6丁目、千代田1・2丁目、星が丘、陽光台1～3丁目、横山、横山台	203,700 149,400 54,300	57,200	○

<避難所>

避難所または 救護所	所在地	救護所 指定	収容可 能人数	給食室	グラウンド 夜間照明設	飲料水兼 用貯水槽
星が丘小学校	中央区星が丘3-1-6	○	1,868	○	○	○

<風水害時臨時避難場所(本編P.18参照)>

避難指示 の目安	風水害時臨時避難場所	自治会名	住所	特に警戒 する災害
	自治会館			
土砂災害 警戒情報 (東部)	千代田2丁目集会所	千代田2丁目	千代田2-8-5	
	千代田3丁目自治会館	千代田3丁目	千代田3-7-6	
	千代田4丁目自治会館	千代田4丁目	千代田4-8-14	
	千代田5丁目集会所	千代田5丁目	千代田5-8-1	
	千代田6丁目自治会館	千代田6丁目	千代田6-10-21	
	千代田7丁目自治会館	千代田7丁目	千代田7-7-14	
	星が丘1丁目自治会館	星が丘1丁目	星が丘1-7-5	
	星が丘2丁目自治会館	星が丘2丁目	星が丘2-2-3	
	星が丘3丁目自治会館	星が丘3丁目	星が丘3-13-28	
	市営星が丘住宅集会所	星が丘4丁目	星が丘4-9-10	
	横山2丁目自治会集会所	横山2丁目	横山2-4-5	
	県営横山団地集会所	横山南部3・5丁目	横山4-12-17	
	市営横山住宅集会所	横山6丁目	横山6-5-13	土砂災害



星が丘地区防災計画検討協議会会則

(名称)

第1条 本協議会は星が丘地区防災計画検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、星が丘地区防災計画の策定に際し、星が丘地区の防災活動の方向性等について、会議で検討した結果を計画書としてまとめ、自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動につなげることにより、星が丘地区における防災・減災の取組を進めることを目的とする。

(構成及び任期)

第3条 本協議会は、星が丘地区連合自主防災隊の役員及び防災専門員、消防団第4分団第4部後援会員をもって構成する。

2 構成員の任期は、第1回の会議が開催された日から平成28年3月31日までとする。

3 構成員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 本協議会に、会長1人及び副会長2人を置くものとし、構成員の互選により決定する。

2 会長及び副会長の任期は、本協議会の構成員の任期によるものとする。

3 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務めるものとする。

3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 相模原市危機管理局及び中央区役所本庁地域まちづくりセンターに置く。

(委任)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成27年2月19日から施行する。